

賃錢六百冊五文三車各七十文、

〔日本歲時記〕八月

此月早稻の稈を收置べし、布をさらし、紅花を用ひ、絹布を染毒をけす、其外用多し。

〔倭名類聚抄十七〕稻芒_{穗等附} 薩珣云秉_{音丙訓以奈太} 禾束也_{原脫今據一本補} 四聲字苑云、稈
在諸反今按田野人所謂稈稻之揀字所出未詳宜用此字歟刈把數也。

〔箋注倭名類聚抄九〕稻穀按伊奈太波利蓋稻手張之義、謂束禾盈握也。_略 中按說文秉禾束也、从又持禾薩氏蓋依之。_{○中} 按稻曰束見令式謂所束稻也、當時田野人或從手作揀用之爲束之之字也、束或作揀見集韻新井氏曰揀字當訓多波奴。_{○中} 廣韻、稈刈禾把數也、與此義同說文、稈穀刈也。

〔類聚名義抄七〕秉_{イナタハリ}

〔伊呂波字類抄伊植物〕稟_{イナタハリ} 稈_同

〔倭訓采〕伊編二いなたば禾把也、又稈をよめり、

〔安齋隨筆前編十一〕穎幾束 倭名類聚鈔國郡部に穎幾束と見へたり、束の事詳ならず、然れども田令義解に云、段地穂稻五十束、束稻春得米五升也、於町須得五百束也とあり、束の稻春得米五升を得るとあれば、いまだ磨らざる時は、一束の稻の米一斗計あるべし、是にて大概一束の分量をしるべし、和名抄に、稻幾束とも穎幾束ともあり、同事なれども、穎字を宜とすべし、又云、右にいまだ磨ざる時は一斗計あるべしと云たるは、モミを磨るを以て云也、春得米五升と云も大概を云なるべし、一莖に稻の多少年の熟不熟によつて不同あるべし、されども大概を知るべき也、

〔令義解三〕凡田長卅步、廣十二步爲段、十段爲町_{謂段地穂稻五十束}、束稻春得米五十束也、

〔日本書紀二十五孝德〕大化二年正月甲子朔賀正禮畢、即宣改新之詔曰_略 中其三曰、初造戸籍、計帳、班田、收授之法。_{○中} 凡田長三十步、廣十二步爲段、十段爲町、段租稻二束二把、町租稻二十二束、